一〇〇分の九七・一二	一〇〇分の九七・二六
一〇〇分の九六・二二	一〇〇分の九五・三〇
一〇〇分の九八・〇七	一〇〇分の九八・七六
一〇〇分の九七・三二	一〇〇分の九八・五八
一〇〇分の九七・〇五	一〇〇分の九七・八七
一〇〇分の八八・〇八	一〇〇分の九一・九六
一〇〇分の九五・五七	一〇〇分の九四・九〇
一〇〇分の九八・〇二	一〇〇分の九七・九四
一〇〇分の九九・〇五	一〇〇分の九七・二〇
一〇〇分の九九・三六	一〇〇分の九九・二三
一〇〇分の九六・一四	一〇〇分の九六・二四
一〇〇分の九二・二一	一〇〇分の九一・三〇
一〇〇分の九三・二八	一〇〇分の九三・八六
一〇〇分の九五・七四	一〇〇分の九七・一六
一〇〇分の九九・三七	一〇〇分の九九・四二
一〇〇分の九八・四九	一〇〇分の九九・〇七
一〇〇分の九九・一七	一〇〇分の九八・九七
一〇〇分の九八・九三	一〇〇分の九九・二三
一〇〇分の九三・〇七	一〇〇分の九三・一三
一〇〇分の八三・八一	一〇〇分の八五・三六
一〇〇分の九三・三九	一〇〇分の九三・三八
一〇〇分の九六・一九	一〇〇分の九五・九八
一〇〇分の九七・二三	一〇〇分の九七・一三
一〇〇分の九八・九九	一〇〇分の九八・九五
一〇〇分の九八・六三	一〇〇分の八九・四七
一〇〇分の九八・八八	一〇〇分の九八・八三
一〇〇分の九四・二二	一〇〇分の九四・五九
一〇〇分の九九・一三	一〇〇分の九九・〇八
一〇〇分の九八・八八	一〇〇分の九八・八〇

表中

を

に改める。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省　告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

二三〇、二四五	二三一、一三一
一〇三、九三〇	九四、五九八
一〇五、七七三	一一六、一一四
四、四九四	四、九二九
九、一五一	一〇、二九三
九七二	八三二
一三、三九五	一〇、一八五
一四七、九三〇	一六六、九六二
四一、二八六	四三、四〇九
一〇二、三一一	一〇三、三一六
二、一一二	六一九
四二三	三一二
一〇、二五六	七、九一四
三六、四九六	二五、七三八